

# 長沼町耐震改修促進計画

- 目次 (構成)
1. 計画の目的等
  2. 想定される地震の規模及び被害状況
  3. 建築物の耐震化に関わる目標
  4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  6. 耐震改修促進法による指導等に関する事項
  7. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

## 1. 計画の目的等

### ■計画の目的

長沼町耐震改修促進計画は、安全・安心なまちづくりを推進するため、建築物の耐震診断及び耐震改修等に関する目標を設定し、耐震改修施策を総合的かつ体系的に促進することを目的としています。

### ■計画の位置付け

国の基本方針及び平成18年12月に策定された北海道耐震改修促進計画を勘案しつつ、長沼町第4期総合振興計画、長沼町地域防災計画等と整合性を図りながら策定するものとします。

### ■計画の期間

平成20年度から27年度までの8年間とし、必要に応じ目標や計画内容を見直すこととします。

## 2. 想定される地震の規模及び被害状況

### (1) 長沼町での地震被害の概要

町において、過去に起きた地震被害は、平成5年 釧路沖地震 震度3、平成15年 十勝沖地震 震度5弱 があり、被害は比較的小さいものでした。（「長沼町地域防災計画」より）

### (2) 長沼町における地震と被害

#### ■長沼町で想定される地震と揺れ

想定される最大震度の地震は、① 海溝型地震で最大震度となる地震「十勝沖・釧路沖の地震」、② 内陸活断層である地震で最大震度となる地震「石狩低地東縁断層帯主部による地震」、③ 全国どこでも起こりうる直下の地震の3つの地震であり、最も大きな影響があると予測される地震は、②石狩低地東縁断層帯主部による活断層地震で、町内の広い範囲で震度6強以上の揺れが予測されます。

#### ■人的被害・建築物被害の想定

最大震度における人的被害は死者17名、負傷者数216名、建築被害は全壊棟数1、722棟、半壊棟数2、304棟で、民間建築物の41.1%と想定されます。

## 3. 建築物の耐震化に関わる目標

町においては、想定される地震による町内の建築物被害を半減させるため、「住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標」とします。

### (1) 住宅の耐震化

#### ■住宅の耐震化の現状

総戸数 A=B+C	S57年以降 建築 B	S56年 以前建築 C		耐震性があると 推計される戸数 F=B+D	耐震化率 F/A
		内耐震性あり D	内耐震性なし E=C-D		
4,183	1,849	2,334	1,125	2,974	71.1%

#### ■住宅の耐震化目標

平成27年度には、住宅総戸数が平成19年度より約250戸減の3,929戸と推計され、目標を達成するためには今後480戸程度の耐震化が必要であり、耐震改修を促進していくこととします。

## (2) 特定建築物の耐震化

### ■「多数の者が利用する建築物」の現状と目標

耐震化の現状

(単位：棟)

耐震改修促進法	昭和57年以降の建築物	昭和56年以前の建築物		建築物数	耐震性有建築物数	現状の耐震化率(%)
			内耐震性有			
法第6条第1号に規定する多数のものが利用する建築物	11	14	0	25	11	44.0

地震被害を半減させるため、「多数の者が利用する建築物」の耐震化率を、平成27年度末までに90%にすることを目標とします。

### ■特定建築物の耐震化

町内における、耐震改修促進法により耐震化の努力義務が示されている法第6条第1号～3号に規定する特定建築物は、16棟あります。

町は、特定建築物及び昭和56年以前建築の一般建築物においても、耐震化を継続的に取り組むこととします。

## (3) 公共建築物の耐震化

### ■町有建築物の耐震化の方針

町では、旧耐震基準により設計された町有建築物については、耐震診断を実施し、順次耐震性能の判定を行うこととします。この判定結果により、補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

### ■町有建築物の耐震対策

耐震改修促進法に位置づけられる特定建築物以外についても、防災上重要な建築物は、「より優先的に耐震化を図る建築物」とします。また、その他町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から、「優先的に耐震化を図る建築物」とします。

### ■町有建築物の耐震化の取組

#### ○町有特定建築物（14施設）

これらについては、耐震診断を実施するとともに、耐震診断の結果において耐震化が必要な建築物については、個々の状況に応じて、建替、耐震補強、用途廃止といった方針を定め、計画的な耐震化に取り組む、計画期間において耐震化が図れるよう努めるものとします。

#### ○公共避難施設

避難施設については、速やかにその安全性を確かめ、その結果耐震化の必要な避難施設については、建物の状況に応じて、建替・耐震補強・用途廃止など、今後の管理の方針を定め、計画期間において耐震化が図られるよう努めることとします。

## 4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

### (1) 建築物の耐震化の促進に係わる基本的な取組み方針

#### ■耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくため、「地震の危険性への認識や耐震化への意識が低い。耐震診断や耐震改修工事の進め方が周知されていない。」等の耐震化を阻害する要因・課題に対し、適切な施策を実施することとします。

#### ■耐震化促進に向けた各主体の役割

地震における被害を最小限にとどめるため、所有者、建築関連事業者、長沼町が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくこととします。

##### a 所有者の役割

住宅等所有する建築物の安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。

#### b 建築関連事業者の役割

地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物ストックの形成に努める。

#### c 長沼町の役割

町民が安心して耐震診断や耐震改修ができる環境の整備、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及等に努める。また、公共建築物の耐震化に向けて計画的に取り組む。

#### ■実施する事業の方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であり、町は必要な施策を講じ、耐震化を促進します。

- 所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための事業の実施など、耐震化の促進に必要な施策を講じることとします。
- 町民、建築関連事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及・啓発に取り組むこととします。

#### ■重点的に耐震化を推進すべき地域や建築物の考え方

町内全域を、重点的に耐震化を図る地域、全ての住宅及び特定建築物を重点的に耐震化を図る建築物とします。

### (2) 耐震診断及び耐震改修を図るための支援策

町は、住宅の所有者等が耐震診断や耐震改修を円滑に実施出来るよう支援していきます。

#### ■耐震診断の支援策

北海道が実施している「無料耐震診断」業務の紹介を行い、利用の促進を図ることとします。

#### ■木造住宅の耐震改修支援制度

町では、耐震性に乏しく倒壊の危険がある既設住宅を解消する観点から、改修工事の補助制度について、検討することとします。

#### ■国、北海道の支援制度の活用

国の地域住宅交付金及び北海道の補助事業・制度を活用することにより、所有者の負担を軽減し、耐震改修の促進を図ることとします。また、耐震改修を行った住宅の所有者が所得税減税を受けるために必要となる「住宅耐震改修証明書」の取扱等に関わる体制についても、整えることとします。

### (3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

本促進計画では、道促進計画において指定する「地震時に通行を確保すべき道路」の他、町防災計画で指定している避難施設がより有効に機能するために、地震発生時に通行を確保する道路として、20路線の道路を指定します。

### (4) 総合的な地震対策の推進

ブロック塀の倒壊防止対策や窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策等について、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう、指導・啓発し、地震時の総合的な安全対策を推進します。

## 5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

町は、町民、建築関連事業者に対し、次の事項を実施する等、「防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及・啓発」に取り組むこととします。

- (1) 地震・防災マップの作成と公表
- (2) 相談体制の整備及び情報提供の充実
- (3) 消費者向けパンフレット等の配布、セミナー等の開催
- (4) リフォームに併せた耐震改修の普及啓発
- (5) 地域における取組みの推進

## 6. 耐震改修促進法による指導等に関する事項

特定建築物への指導及び助言並びに指示等の権限を持つ特定行政庁（北海道）との、十分な連絡調整、連携を図りながら効果的な指導等を進めていくこととします。

## 7. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

「全道建築物等地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を促進することとします。